

茂原市農業委員会第11回総会議事録

1 開催日時 令和6年10月9日(水) 午後1時30分から

2 開催場所 茂原市役所102会議室

3 出席委員 14名

1番 麻生晴美	2番 伊東俊雄
3番 川嶋孝市	4番 牧野豊
5番 深山理	6番 森川善仁
7番 齋藤輝児	8番 小川克巳(第二副小委員長)
9番 糸久敏秀	10番 小高一夫(第一副小委員長)
11番 光橋正人(第二小委員長)	12番 八角徳政(第一小委員長)
13番 杉浦文子(会長職務代理者)	14番 鬼島一郎(会長)

出席推進委員 15名

平野芳之	吉井一夫	島田喜昭	小高明
若菜敏郎	林壽一	深山文雄	風戸茂樹
河野喜昇	伊東忠司	小倉敏行	長谷川理成
鬼原一	金澤哲	杉崎茂	

4 事務局職員 5名

事務局長 高山浩二	局長補佐 加藤栄一	係長 片岡雄一
係長 芝崎一郎	副主査 吉田茂則	

5 会議に付した議案

- ・農地法第3条の規定による許可申請について 9件
- ・農地法第5条の規定による許可申請について 12件
- ・農用地利用集積等促進計画案の意見回答について
- ・令和7年度「茂原市の農業振興等に関する意見書」(案)について
- ・農地利用最適化推進委員の辞任の同意を求めることについて

6 報告

農地法第3条の3の規定による届出について
軽微な農地改良の届出について
地目変更登記申請に係る照会について
その他

7 総会要旨

局長

定刻となりましたので、ただ今より茂原市農業委員会第11回総会を開催させていただきます。本総会の出席者は農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、委員の過半数の出席がございますので、本総会が成立したことをご報告いたします。

本日の案件につきましては、農地法第3条の規定による許可申請が9件、農地法第5条の規定による許可申請が12件で、併せて21件となっております。この他に議案第22号では、農地利用集積促進計画案の意見回答について、議案第23号では茂原市の農業振興等に関する意見書について、また、議案第24号では農地利用最適化推進委員の辞任の同意を求めることについてご審議していただきます。その後、事務局より報告事項がございます。それでは議事に入ります。議長は茂原市農業委員会総会会議規則第5条の規定により、会長が総会の議長となることから、鬼島会長に議長をお願いいたします。それでは鬼島会長お願いいたします。

会長

ただ今より第11回総会を始めさせていただきます。議事に入る前に本日の議事録署名人について私の方から指名させていただいてよろしいでしょうか。(異議なしの声)本日の議事録署名人は7番齋藤委員、8番小川委員にお願いしたいと思います。なお、議案の説明及び書記は事務局にお願いします。

それでは農地法第3条の規定による許可申請について1号議案から9号議案の説明を事務局よりお願いします。

事務局

農地法第3条の規定による許可申請についてご説明します。

1号議案です。申請地は萱場字埋田地先、田484㎡を売買しようとする申請です。買受人は萱場の★★さん、売渡人は同じく萱場の★★さんです。申請理由は、隣接地を耕作しているためとのことです。営農計画として、買い受ける農地にて稲を作付けします。

次に許可基準についてです。全部効率利用要件については、現在買受人が耕作に供すべき農地のうち農地法第32条第1項各号に該当する遊休農地はありません。主な機械の保有については、トラクター・耕運機・田植え機を2台ずつとコンバインを1台所有しております。労働力、技術については、世帯員2名で従事しております。農作業常時従事要件については、150日以上となっております。周辺地域との関係について、農薬の使用方法については地域の防除基準に従い使用することです。

その他の添付すべき必要書類について併せて確認しております。

第2号議案です。申請地は法目字南ノ下地先外1筆、田391㎡、畑1,227㎡を売買しようとする申請です。買受人は法目の★★さん、売渡人は千葉市の★★さん外1名です。申請理由は、自宅から近いためとのことです。営農計画として、買い受ける農地にて野菜の栽培をします。

次に許可基準についてです。全部効率利用要件については、現在買受人が耕作に供すべき農地のうち農地法第32条第1項各号に該当する遊休農地はありません。主な機械の保有については、トラクター・田植え機・コンバインを1台ずつ所有しております。労働力、技術については、世帯員1名で従事しております。農作業常時従事要件については、160日以上となっております。周辺地域との関係について、農薬の使用方法については地域の防除基準に従い使用することです。

その他の添付すべき必要書類について併せて確認しております。

第3号議案です。申請地は法目字中地先外1筆、田198㎡、畑314㎡を売買しようとする申請です。買受人は法目の★★さん、売渡人は同じく法目の★★さん外1名です。申請理由は、自宅から近く耕作しやすいためとのことです。営農計画として、買い受ける農地にてトウモロコシ・白菜の栽培をします。

次に許可基準についてです。全部効率利用要件については、現在買受人が耕作に供

すべき農地のうち農地法第32条第1項各号に該当する遊休農地はありません。主な機械の保有については、トラクターを1台所有しております。労働力、技術については、世帯員及びパート従業員を含め9名で従事しております。農作業常時従事要件については、150日以上となっております。周辺地域との関係について、農薬の使用方法については地域の防除基準に従い使用することです。

その他の添付すべき必要書類について併せて確認しております。

第4号議案です。申請地は鷺巣字南町地先、畑153㎡を贈与しようとする申請です。譲受人は鷺巣の★★さん、譲渡人は千葉市の★★さんです。申請理由は、兄妹間の贈与で、自宅から近いためとのことです。営農計画として、譲り受ける農地にてトマト・ナス・かぼちゃ等の野菜の栽培をします。

次に許可基準についてです。全部効率利用要件については、現在譲受人が耕作に供すべき農地のうち農地法第32条第1項各号に該当する遊休農地はありません。主な機械の保有については、トラクターと田植機を1台ずつ所有しております。労働力、技術については、世帯員2名で従事しております。農作業常時従事要件については、150日以上となっております。周辺地域との関係について、地域の決まりに沿った農薬の使用をすることです。

その他の添付すべき必要書類について併せて確認しております。

第5号議案です。申請地は内長谷字日宮崎地先外8筆、田11,279㎡、畑1,004㎡を贈与しようとする申請です。譲受人は内長谷の★★さん、譲渡人は同じく内長谷の★★さんです。申請理由は、親子間の生前贈与で営農を継続するためとのことです。営農計画として、譲り受ける農地にて稲及び野菜の栽培をします。

次に許可基準についてです。全部効率利用要件については、現在譲受人が耕作に供すべき農地のうち農地法第32条第1項各号に該当する遊休農地はありません。主な機械の保有については、トラクター・コンバイン・田植機を1台ずつ所有しております。労働力、技術については、世帯員2名で従事しております。農作業常時従事要件については、150日以上となっております。周辺地域との関係について、農薬の使用については地域の農業者と協議し耕作に支障のないようにすることです。

その他の添付すべき必要書類について併せて確認しております。

第6号議案です。申請地は谷本字萩台地先、田250㎡を売買しようとする申請です。買受人は谷本の★★さん、売渡人は同じく谷本の★★さんです。申請理由は、自宅の近くで耕作しやすいためとのことです。営農計画として、買い受ける農地にてかぼちゃの栽培をします。

次に許可基準についてです。全部効率利用要件については、現在買受人が耕作に供すべき農地のうち農地法第32条第1項各号に該当する遊休農地はありません。主な機械の保有については、トラクターと耕運機を1台ずつ所有しております。労働力、技術については、世帯員3名で従事しております。農作業常時従事要件については、150日以上となっております。周辺地域との関係について、地域の決まりに沿った農薬の使用をすることです。

その他の添付すべき必要書類について併せて確認しております。

第7号議案ですが8号議案と買受人が同じですので併せてご説明します。申請地は本小轡字田端下地先外4筆、畑7,660㎡を売買しようとする申請です。買受人は新小轡の★★さん、売渡人は白子町の★★さんと茨城県の★★さんです。申請理由は、現在、申請地を借りて耕作しており、今回、取得できることになったためとのことです。営農計画として、買い受ける農地にて花の栽培をします。

次に許可基準についてです。全部効率利用要件については、現在買受人が耕作に供すべき農地のうち農地法第32条第1項各号に該当する遊休農地はありません。主な機械の保有については、トラクターを3台所有しております。労働力、技術については、世帯員4名で従事しております。農作業常時従事要件については、150日以上

となっております。周辺地域との関係について、農薬の使用は必要最低限に抑えるとのことです。

その他の添付すべき必要書類について併せて確認しております。

第9号議案です。この申請ですが先月、保留となっております小林地先4筆の申請が取下げとなりまして、改めて先月申請のあった4筆の内、田として耕作する2筆について申請がなされたものになります。

申請地は、小林字内谷地先外1筆、田1、490㎡を売買しようとする申請です。買受人は小林の★★さん、売渡人は千葉市の★★さんです。

申請理由は、申請地の中に今まで耕作していた土地があるためとのことです。営農計画として、買い受ける農地にて稲を作付けします。

次に許可基準についてです。全部効率利用要件については、現在買受人が耕作に供すべき農地のうち農地法第32条第1項各号に該当する遊休農地はありません。主な機械の保有については、トラクター・田植機・コンバインを1台ずつ所有しております。労働力、技術については、世帯員3名で従事しております。農作業常時従事要件については、150日以上となっております。周辺地域との関係について、農薬の使用方法については、地域の防除基準に従うとのことです。

その他の添付すべき必要書類について併せて確認しております。

説明は以上です。

会長 小委員会からの報告をお願いします。

第一小委員長 小委員会の審議結果を報告します。1号議案、1枚の田が大きくなっている中の一部ですすでに耕作してあるということで許可となりました。2号議案、現地調査に行ったときに、ちょっと砂利が入っていて問題がある土地で総会で審議するとのことで総会送りとなりました。3号議案、宅地に隣接してきれいにしており問題なく許可となりました。4号議案、これもきれいにしているということで許可となりました。5号議案、これもきれいに耕作してあり問題なく許可となりました。6号議案、これも問題なく許可となりました。続いて7号と8号議案、既に借りて耕作していて、今回取得できるということで問題なく許可となりました。9号議案、これもすでに耕作されていて問題なく許可となりました。以上です。

会長 1号議案、★★委員いかがでしょうか。

★★委員 1号議案の萱場の件ですが、問題の見られる認識はありませんでしたので、許可でよろしいと思います。

会長 ★★委員いかがでしょうか。

★★委員 1枚田の一部できれいに耕作してありますので、許可でよろしいと思います。

会長 他にご意見はございますか。よろしいですか。1号議案ですが、小委員会及び意見のとおり許可ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは1号議案は許可ということで決定いたします。続きまして2号議案です。★★委員いかがでしょうか。

★★委員 現地調査した結果、砂利が敷いてありますし、奥の方にトラックが停まっています畑になるのでしょうか。草も出ていて、総会送りになっていますが、現状を見た感じでは許可できないような状態なんです。

会長 ★★委員いかがでしょうか。

- ★★委員 売買をして野菜を作るということの申請ですが、売渡人は土地を相続したんですが色々な問題があり、裁判所の助言もあってこのような売買の形になったと思います。買受人は親が運送業をしながら施設園芸でケール等を栽培しており、東京市場に出荷していますので、問題ないと思いますから、許可でよろしいと思います。
- 会長 買受人は施設野菜をどのくらい作ってるんでしょうか。
- ★★委員 ビニールハウスが300坪です。
- 会長 300坪で今も作っているとすれば、規模拡大ですよ。今回の1,500㎡がきちんとやれるのかどうかです。
- ★★委員 その辺は地元委員として注意深く見ていきたいと思っています。
- ★★委員 ここは以前にも申請がありましたよね。その時の状況と同じで、砂利が敷かれたまま畑をやるとのことですよ。
- 事務局 以前、申請があった時はトラックを置いてあるところも含めての3条申請でしたので、それでは駄目ですと伝えて、その後に分筆をしました。それで、今回は分筆した後に申請がありましたので、申請地を3条で買受人が農地として買っていかとの審議ということになります。
- 会長 ★★委員いかがでしょうか。
- ★★委員 この申請については、買受人が取得して耕作するかどうかです。以前の申請地に含んでいたトラックが停まっている部分は、分筆をして今回の申請外とのことですから、取得後に施設野菜をどのような計画で作るのかを十分に協議した中であれば、許可でよろしいと思います。
- 会長 ★★委員いかがでしょうか。
- ★★委員 敷地全体には砂利は入っていないと思います。畑として耕作することですから、地元の農業委員と推進委員によく見て廻っていただいて、やってもらうより仕方ないと思います。
- 会長 他にご意見はございますか。よろしいですか。2号議案ですが、小委員会及び意見のとおり許可ということでもよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは2号議案は許可ということと決定いたします。続きまして3号議案です。★★委員いかがでしょうか。
- ★★委員 近くでいちご園を営んでいる方の自宅に隣接した農地の申請ですが、問題なく野菜を栽培していただけるものと思われまますので、許可でよろしいと思います。
- 会長 ★★委員いかがでしょうか。
- ★★委員 現地には行ってはおりませんが、説明を聞く限りでは問題ないと思います。
- 会長 ★★委員いかがでしょうか。
- ★★委員 買受人は法目の方でいちごハウスを1,000坪くらい営農しています。今回の土地は、自宅に隣接した土地ということで問題ないと思いますので、許可でよろしいと思います。

- 会長 他にご意見はございますか。よろしいですか。3号議案ですが、小委員会及び意見のとおり許可ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは3号議案は許可ということで決定いたします。続きまして4号議案です。★★委員いかがでしょうか。
- ★★委員 本来は宅地造成したところですけども、申請地の周りが畑になっています。本件は兄妹間で贈与ということで問題ない場所ですので、許可でよろしいと思います。
- 会長 他にご意見はございますか。よろしいですか。4号議案ですが、小委員会及び意見のとおり許可ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは4号議案は許可ということで決定いたします。続きまして5号議案です。★★委員いかがでしょうか。
- ★★委員 説明のあったように贈与ということですから、問題ないと思います。
- 会長 ★★委員いかがでしょうか。
- ★★委員 この方は、去年に旦那さんが亡くなって奥さんが相続で取得して今回、せがれに移すということです。ずっと耕作しているので問題なく許可でよろしいと思います。
- 会長 小委員会時に、今回の場合は新規就農にあたるのか、との意見もありました。事務局、改めて説明をお願いします。
- 事務局 今回の申請は同一世帯の親子間の贈与でございまして、農業経営は世帯として見ますので、同一経営体ですので新規就農には当たりません。
- 会長 他にご意見はございますか。よろしいですか。5号議案ですが、小委員会及び意見のとおり許可ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは5号議案は許可ということで決定いたします。続きまして6号議案です。★★委員いかがでしょうか。
- ★★委員 ここは自宅に近く耕作しやすいということで、草刈りもきちんとされておりましたので問題ないと思います。
- 会長 ★★委員いかがでしょうか。
- ★★委員 現地を確認して、現在もかぼちゃ等の耕作をしていますので許可でよろしいと思います。
- 会長 他にご意見はございますか。よろしいですか。6号議案ですが、小委員会及び意見のとおり許可ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは6号議案は許可ということで決定いたします。続きまして一体計画の7号議案と8号議案です。★★委員いかがでしょうか。
- ★★委員 買受人は昔から花卉栽培を一生懸命に丁寧に行っております。今までもこの場所で耕作してまして、今回、農地を購入できるようになったとのことで問題ないと思います。
- 会長 ★★委員いかがでしょうか。
- ★★委員 ビニールハウスで草花をちゃんと作っているようですので、許可でよろしいと思い

ます。

会長 他にご意見はございますか。よろしいですか。7号、8号議案ですが、小委員会及び意見のとおり許可ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは7号、8号議案は許可ということで決定いたします。続きまして9号議案です。★★委員いかがでしょうか。

★★委員 今回申請されているところは耕作中となっているということですので問題ないと思います。

会長 ★★委員いかがでしょうか。

★★委員 事務局から説明ありましたように、先月申請した4筆、それにつきましては管理されていない土地もあり、取下げになったようでございます。今回申請の2筆につきましては、きれいに管理されておりますので許可でよろしいと思います。

会長 他にご意見はございますか。よろしいですか。9号議案ですが、小委員会及び意見のとおり許可ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは9号議案は許可ということで決定いたします。続きまして農地法第5条の規定による許可申請について10号議案から21号議案の説明を事務局よりお願いします。

事務局 農地法第5条の規定による許可申請についてご説明します。
第5条ですが、農地の転用及び権利の移動を伴う案件となります。
はじめに10号議案です。申請地は、南吉田字北下村地先外2筆、畑647.07㎡の内433.47㎡です。白子町の★★さんが義父である南吉田の★★さんから、使用貸借にて土地を借り受け専用住宅用地とする申請です。申請理由及び土地選定理由は、現在借家住まいで手狭なため、また親の面倒を見ながら農業なども手伝えるため義理の父の土地に家を建てようと考えたとのこと。事業計画として、建築面積129.18㎡の住宅1棟を建築します。
次に転用許可基準です。立地基準について、申請地は農用地区域内農地、第3種農地、第2種農地の(a)のいずれにも該当せず、特定土地改良事業等の施行区域内にある農地にも該当しませんが、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地に該当することから、第1種農地と考えられます。第1種農地と判断される場合は、原則として許可をすることが出来ない農地とされておりますが、住宅その他周辺地域居住者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであることから農地法施行規則第33条第4号の規定に該当し、例外的に許可できると判断されます。
続いて一般基準です。申請目的実現の確実性について、他法令に基づく必要な申請はございません。周辺農地の営農条件への支障について、埋立ては行いません。排水は農業集落排水に接続します。確認が必要な隣接農地所有者はおりません。
その他転用行為を行うのに必要な資力及び信用があること等については、添付された必要書類で確認しております。

続きまして11号議案です。申請地は中部地先、畑234㎡です。茂原の★★さんが綱島の★★さんから土地を買い受けて、専用住宅用地とする申請です。申請理由は、子供が専用住宅を建てるためです。土地選定理由は、区画整理地内にあり生活に便利で総合的に良好な住環境であるためです。事業計画として、木造平屋建て建築面積110.95㎡の住宅1棟を建築します。

次に転用許可基準です。立地基準について、申請地は用途地域内であり第3種農地と考えられます。第3種農地として判断される場合、原則許可できる農地です。

続いて一般基準です。申請目的実現の確実性について、他法令に基づく必要な申請はありません。周辺農地の営農条件への支障について、埋立ては行わず整地のみです。

排水は汚水を公共下水道に接続、雨水は宅内に雨水枡を新設し道路側溝へ放流の計画です。確認が必要な隣接農地所有者はおりません。

その他転用行為を行うのに必要な資力及び信用があること等については、添付された必要書類で確認しております。

続きまして12号議案です。申請地は、箕輪字川フチ地先、畑513㎡です。小林の★★さんが箕輪の★★さんから、土地を買い受けコンテナ置場用地とする申請です。申請理由は、現在の置き場が手狭となったため、土地選定理由は現在の置き場から近いこととです。事業計画として、コンテナ置場8台分とします。

次に転用許可基準です。立地基準について、申請地は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であることから、第2種農地と考えられます。第2種農地として判断される場合は、許可し得る農地です。

続いて一般基準です。申請目的実現の確実性について、他法令に基づく必要な申請はありません。周辺農地の営農条件への支障について、整地のみです。排水は雨水自然浸透です。確認が必要な隣接農地所有者は1名おまして、確認を得ております。

その他転用行為を行うのに必要な資力及び信用があること等については、添付された必要書類で確認しております。

続きまして13号議案です。申請地は、早野字山岸地先外1筆、畑323㎡です。東郷の★★さんが早野の★★さんから土地を買い受けて、貸家住宅用地とする申請です。申請理由及び土地選定理由は、貸家住宅を所有しており申請地が住宅地に適していることとです。事業計画として、建床面積㎡の96.05㎡の住宅1棟を建築いたします。

次に転用許可基準です。立地基準について、申請地は農用地区域内農地、第3種農地、第2種農地の(a)のいずれにも該当せず、特定土地改良事業等の施行区域内にあり、第1種農地と考えられます。第1種農地と判断される農地については、原則として許可をすることが出来ない農地とされておりますが、住宅その他周辺地域居住者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであると判断できるものについては、農地法施行規則第33条第4号の規定に該当し、例外的に許可できると判断されます。

続いて一般基準です。申請目的実現の確実性について、他法令に基づく必要な申請にあたり、市土木管理課から道路工事施行承認書が提出されております。周辺農地の営農条件への支障について、埋立ては行わず整地のみです。排水は合併浄化槽を設置し、南側の市道側溝へ放流の計画です。★★への排水同意申請書が添付されております。確認が必要な隣接農地所有者はおりません。

その他転用行為を行うのに必要な資力及び信用があること等については、添付された必要書類で確認しております。

続きまして14号議案です。申請地は石神字日當地先、田2486㎡の内1,200㎡です。長生村の★★さんが石神の★★さんから賃借権設定にて土地を借り受け、一時転用の許可を得て配管工事に伴う作業用地とする申請です。申請理由は、ガス管の老朽化に伴う引替工事の作業をするためです。土地選定理由は、工事箇所の近傍地権者から承諾を得られたためです。事業計画として、土木シートを敷き、大型土嚢で高さを調整し、その上に鉄板を敷設して積卸スペース、掘削土仮置場等を設ける予定となっております。

次に転用許可基準です。立地基準について、農用地区域内にある農地と判断され原則許可をすることが出来ない農地ですが、農地法施行令第4条第1項第1号イ及び第2号本文、同施行令第11条第1項第1号イ及び第2号本文の「仮設工作物の設置その他一時的な利用に供するために行うもの」に該当し、例外的に許可し得る農地です。続いて一般基準です。申請目的実現の確実性について、他法令に基づく必要な申請にあたり、市土木管理課から道路占用等許可書が提出されております。周辺農地の営農条件への支障について、周囲に簡易フェンスを設置し被害防除に努めます。排水は雨

水自然浸透です。また、★★より排水同意書が提出されております。確認が必要な隣接農地所有者はおりません。

一時転用期間は令和7年10月31日までで、事業完了後の農地復元誓約書が提出されております。

その他転用行為を行うのに必要な資力及び信用があること等については、添付された必要書類で確認しております。

続きまして15号議案です。申請地は、上永吉字宮ノ前地先、田469㎡です。上永吉の★★さんと★★さんが千葉市の★★さんから土地を買って、専用住宅用地とする申請です。なお、本申請地は令和6年5月1日に許可を受けておりましたが、買受人を共有にするため、その許可を取り消して今回の申請となったとのことです。申請理由及び土地選定理由は、申請地は道路付きが良く隣接で店舗を営んでいるため居住地としたいとのことです。事業計画として、建築面積110㎡の住宅1棟と45㎡のカーポート1棟を建築します。

次に転用許可基準です。立地基準について、申請地は農用地区域内農地、第3種農地、第2種農地の(a)のいずれにも該当せず、特定土地改良事業等の施行区域内にあり第1種農地と考えられます。第1種農地と判断される農地については、原則として許可をすることが出来ない農地とされておりますが、住宅その他周辺地域居住者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであると判断できるものについては農地法施行規則第33条第4号の規定に該当し、例外的に許可できると判断されます。

続いて一般基準です。申請目的実現の確実性について、市の土木管理課から法定外公物占用許可書が提出されております。周辺農地の営農条件への支障について、土砂の流失を防ぎながら埋立てをします。市の環境保全課に特定事業適用除外届出書が提出されております。排水は合併浄化槽で処理後、南側用排水路へ放流します。★★から排水同意書が提出されております。確認が必要な隣接農地所有者はおりません。

その他転用行為を行うのに必要な資力及び信用があること等については、添付された必要書類で確認しております。

続いて16号議案です。申請地は、三ヶ谷字鞍ヶ辻地先外1筆、田2,295㎡のうち、410.91㎡です。茂原の★★さんが三ヶ谷の★★さんから賃借権の設定にて土地を借り受け、一時転用の許可を得て擁壁設置工事に伴う作業用地とする申請です。申請理由及び土地選定理由は、申請地内にあるガス井戸は南側に山があり倒木、土砂崩壊による被害を防止するための擁壁設置工事をするためです。事業計画として、土木シートを敷き、その上に鉄板を敷設して資材及び工事車両置場を設ける予定となっております。

次に転用許可基準です。立地基準について、農用地区域内にある農地と判断され原則許可をすることが出来ない農地ですが、農地法施行令第4条第1項第1号イ及び第2号本文、同施行令第11条第1項第1号イ及び第2号本文の「仮設工作物の設置その他一時的な利用に供するために行うもの」に該当し例外的に許可し得る農地です。

一般基準です。申請目的実現の確実性について、他法令に基づく必要な申請はございません。周辺農地の営農条件への支障について、埋立ては行わず整地のみです。排水は雨水のみで自然浸透です。また、★★より同意書が提出されております。確認が必要な隣接農地所有者はおりません。

一時転用請期間は令和7年1月31日までで、事業完了後の農地復元誓約書が提出されております。

その他転用行為を行うのに必要な資力及び信用があること等については、添付された必要書類で確認しております。

続きまして17号18号議案です。一体計画ですので併せて説明いたします。申請地は、千町字櫻園地先外1筆、田2,612㎡のうち、372.38㎡です。茂原の

★★さんが千町の★★さんと★★さんから賃借権の設定により土地を借り受け、一時転用の許可を得て送水管更新工事に伴う作業用地とする申請です。申請理由は、申請地に埋設している圧入圧送管の経年劣化に伴う更新工事の作業をするためです。土地選定理由は、地権者から承諾を得られたためです。事業計画として、土木シートを敷き、その上に鉄板を敷設して掘削土置場やダンプの通路を設ける予定となっております。

次に転用許可基準です。立地基準について、農用地区域内にある農地と判断され原則許可をすることが出来ない農地ですが、農地法施行令第4条第1項第1号イ及び第2号本文、同施行令第11条第1項第1号イ及び第2号本文の「仮設工作物の設置その他一時的な利用に供するために行うもの」に該当し、例外的に許可し得る農地です。

一般基準です。申請目的実現の確実性について、他法令に基づく必要な申請にあたり、市土木管理課から法定外公共物占用許可書が提出されております。周辺農地の営農条件への支障について、埋立ては行わず整地のみです。排水は雨水のみで自然浸透です。また、★★並びに★★から農地の一時転用に係る同意書が提出されております。確認が必要な隣接農地所有者は1名ずつおまして同意を得ております。

一時転用期間は令和7年3月31日までで、事業完了後の農地復元誓約書が提出されております。

その他転用行為を行うのに必要な資力及び信用があること等については、添付された必要書類で確認しております。

続きまして、19号議案です。申請地は、小林字芝地先、畑72㎡です。小林の★★さんが小林の★★さんから土地を買い受けて、宅地拡張用地とする申請です。申請理由及び土地選定理由は、現在申請地の北側で居住しているが敷地が狭いため申請地を取得して宅地拡張用地としたいとのこと。事業計画は、庭として使いたいとのこと。

次に転用許可基準です。立地基準について、申請地は用途地域内ですので第3種農地と考えられます。第3種農地として判断される場合は、原則許可できる農地です。

続いて一般基準です。申請目的実現の確実性について、他法令に基づく必要な申請はありません。排水は、雨水のみで宅内浸透です。確認が必要な隣接農地所有者はおりません。

その他転用行為を行うのに必要な資力及び信用があること等については、添付された必要書類で確認しております。

続きまして20号議案ですが21号議案と一体計画ですので併せて説明いたします。申請地は、押日字惣手地先外7筆、田1,042.3㎡です。本納の★★さんが押日の★★さん外1人から使用貸借により土地を借り受け、一時転用の許可を得て農地造成を行う申請です。申請理由及び土地選定理由は、申請地は前面県道と高低差があり使い勝手がよくないため盛り土して畑にしたいとのこと。

次に転用許可基準です。立地基準について、申請地は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であることから第2種農地と考えられます。第2種農地として判断される場合は、許可し得る農地です。

続いて一般基準です。申請目的実現の確実性について、他法令に基づく必要な申請にあたり、市環境保全課に特定事業許可適用除外届出書並びに市生涯学習課から埋蔵文化財の取扱い協議書が提出されております。土地利用計画としては、最大2m程度の埋立てを行います。造成のための土砂は本納地先の赤土を搬入する計画です。また申請地下流側に高さ2mの堰堤を設けて土砂流出防止策を講じます。確認が必要な隣接農地所有者は2名おまして同意を得ております。

その他転用行為を行うのに必要な資力及び信用があること等については、添付された必要書類で確認しております。

なお、一時転用について許可期間は令和6年12月31日までとしており、事業完了後の農地復元誓約書並びに作付け計画書がそれぞれ提出されております。

説明は以上です。

会長 小委員会からの報告をお願いします。

第一
小委員長 小委員会の審議結果を報告します。10号議案、南吉田の1種農地であります但し例外規定にあたるのとこのことで問題なく許可相当となりました。11号議案、中部で用途地域の3種農地ということで問題なく許可相当となりました。12号議案、ここ2種農地できれいに管理されており問題なく許可相当となりました。13号議案、早野の件ですが、1種農地ですが集落に隣接している1種例外ということで許可相当となりました。14号議案、石神ですが、工事に伴う一時転用ということで許可相当となりました。15号議案、上永吉です。この件は前回、転用許可となっている所ですが、共有名義にするのとこのことで新たに申請されました。1種農地ですが、例外規定にあたるのとこのことで許可相当となりました。16号議案、三ヶ谷でガス井戸に伴う一時転用ということで許可相当となりました。17号、18号議案が一体計画ですので併せて審議しました。農振農用地ですが、一時転用で農地復元するということで許可相当となりました。19号議案、用途地域の3種農地ですので許可相当となりました。20号、21号議案が一体計画の農地造成です。一時転用で問題なく許可相当となりました。以上です。

会長 10号議案、★★委員いかがでしょうか。

★★委員 現地は宅地の近くできれいにしてありますので、問題なく許可相当でよろしいと思います。

会長 ★★委員いかがでしょうか。

★★委員 集落内の農地であります但し問題ないと思いますので許可相当でよろしいと思います。それと、事務局に質問です。この土地は、農業振興整備計画の農振農用地からは除外されている土地で、第1種農地との説明でしたが、土地改良も未施工で10ha未満の生産性の低い農地で第2種農地かと思うのですが、いかがでしょうか。

事務局 農地の集団性について、航空写真で確認したところ10ha以上の集団の農地であると確認しましたので、第1種農地と判断しました。また、今回の申請計画が第1種の例外規定に該当するということも確認をしております。

★★委員 分かりました。許可相当でよろしいと思います。

会長 他にご意見はございますか。よろしいですか。10号議案ですが、小委員会及び意見のとおり許可相当ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは10号議案は許可相当ということで決定いたします。続きまして11号議案です。★★委員いかがでしょうか。

★★委員 申請地は区画整理地内で、住宅を目的として整備したところですので、問題ないと思います。

会長 他にご意見はございますか。よろしいですか。11号議案ですが、小委員会及び意見のとおり許可相当ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは11号議案は許可相当ということで決定いたします。続きまして12号議案です。★★委員いかがでしょうか。

★★委員 この場所は2種農地ですので問題ないと思います。

会長 ★★委員いかがでしょうか。

- ★★委員 コンテナ置場ということですが、きれいに管理すれば問題ないと思いますので、許可相当でよろしいと思います。
- 会長 他にご意見はございますか。よろしいですか。12号議案ですが、小委員会及び意見のとおり許可相当ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは12号議案は許可相当ということで決定いたします。続きまして13号議案です。★★委員いかがでしょうか。
- ★★委員 現地は1種農地ということですが、住宅が密集しており、集落に接続していて1種例外にあたるということですので、問題ないと思います。
- 会長 ★★委員いかがでしょうか。
- ★★委員 1種農地ということですが、例外規定がありますので大丈夫だと思いますが、小委員会時に排水同意を出した方が良かったのではとの話がありましたが、どうなっておりますか。
- 事務局 地元水利組合に確認したところ、申請が出て同意書を交付したとのこと。
- ★★委員 事務局でおっしゃったように同意書が出るそうですので、許可相当でよろしいと思います。
- 会長 他にご意見はございますか。よろしいですか。13号議案ですが、小委員会及び意見のとおり許可相当ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは13号議案は許可相当ということで決定いたします。続きまして14号議案です。★★委員いかがでしょうか。
- ★★委員 現況は結構、道路との段差がありますが埋立てせずに土のうを置いて上に鉄板を敷くということで、撤去後も耕作できると思いますし一時転用でございますから、問題ないと思います。
- 会長 ★★委員いかがでしょうか。
- ★★委員 農振農用地になっていますが、一時転用で期間も限られておりますので、許可相当でよろしいと思います。
- 会長 他にご意見はございますか。よろしいですか。14号議案ですが、小委員会及び意見のとおり許可相当ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは14号議案は許可相当ということで決定いたします。続きまして15号議案です。★★委員いかがでしょうか。
- ★★委員 ここは4月に許可相当で決定したところでありまして、地元の水利組合より同意書も提出されておりますので、問題ないと思います。
- 会長 ★★委員いかがでしょうか。
- ★★委員 以前許可が出たところを転用申請し直してことですので、許可相当でよろしいと思います。
- 会長 ★★委員いかがでしょうか。

- ★★委員 いま、話があったとおり4月に許可しているわけですが、共有名義で改めて申請が出たということで、許可でよろしいと思います。
- 会長 他にご意見はございますか。よろしいですか。15号議案ですが、小委員会及び意見のとおりに許可相当ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは15号議案は許可相当ということで決定いたします。続きまして16号議案です。★★委員いかがでしょうか。
- ★★委員 ガス井戸の隣接にあります、山の土砂の崩落防止のための擁壁を設置するということですが、農振農用地であります。仮設工事で一時的に使用することで例外的に認められるということでございますので、許可相当でよろしいと思います。
- 会長 ★★委員いかがでしょうか。
- ★★委員 施工方法も土木シートと鉄板を使用ということで、一時転用の期間が設けられていますので許可相当でよろしいと思います。
- 会長 他にご意見はございますか。よろしいですか。16号議案ですが、小委員会及び意見のとおりに許可相当ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは16号議案は許可相当ということで決定いたします。続きまして17号、18号議案です。★★委員いかがでしょうか。
- ★★委員 農振農用地ですけど、一時転用ということで来年の3月までです。問題ないと思います。
- 会長 ★★委員いかがでしょうか。
- ★★委員 田として随分ときれいにしているところですが、ガス井戸工事のために来年の3月末までの使用ということで、許可相当でよろしいと思います。
- 会長 他にご意見はございますか。よろしいですか。17号、18号議案ですが、小委員会及び意見のとおりに許可相当ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは17号、18号議案は許可相当ということで決定いたします。続きまして19号議案です。★★委員いかがでしょうか。
- ★★委員 住宅に隣接していますし、庭として利用するということですので問題ないと思います。
- 会長 ★★委員いかがでしょうか。
- ★★委員 買受人の住宅のすぐ隣接している農地で用途地域でもありますので、許可相当でよろしいと思います。
- 会長 他にご意見はございますか。よろしいですか。19号議案ですが、小委員会及び意見のとおりに許可相当ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは19号議案は許可相当ということで決定いたします。続きまして20号、21号議案です。★★委員いかがでしょうか。
- ★★委員 2議案併せての審議ですけど、農地造成ということで第2種農地でありますので許可相当でよろしいと思います。
- 会長 ★★委員いかがでしょうか。

★★委員

現地はちょっと低くなっていて、北側は県道に面し南側は豊田川があり、低い農地に盛土をする農地造成とのこと。2メートルほど盛土をし、南側については土が流れないように処置するという、また、一時転用なので許可相当でよろしいと思います。

会長

他にご意見はございますか。よろしいですか。20号、21号議案ですが、小委員会及び意見のとおり許可相当ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは20号、21号議案は許可相当ということで決定いたします。続きまして22号議案、農用地利用集積等促進計画案の意見回答についてです。事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第22号農用地利用集積等促進計画案の意見回答について説明します。
(内容等について説明する。)

会長

説明が終わりました。ご意見はございますか。(異議なしの声) それでは22号議案については承認とさせていただきます。続きまして23号議案、令和7年度「茂原市の農業振興等に関する意見書」(案)についてです。事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第23号令和7年度「茂原市の農業振興等に関する意見書」(案)についてご説明します。
(内容等について説明する。)

会長

説明が終わりました。ご意見はございますか。(異議なしの声) それでは23号議案については承認とさせていただきます。続きまして24号議案、農地利用最適化推進委員の辞任の同意を求めることについてです。吉井推進委員は退席をお願いします。(吉井推進委員退室) それでは事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第24号農地利用最適化推進委員の辞任の同意を求めることについてご説明します。去る9月24日に吉井推進委員から一身上の都合により辞表の提出がありました。推進委員の辞任については、農業委員会等に関する法律第23条の規定により、農業委員会の同意を得る必要があることから、これを求めるものでございます。以上でございます。

会長

説明が終わりました。ご意見はございますか。意見がないようですので、24号議案については承認とさせていただきます。吉井推進委員、入ってください。(吉井推進委員入室) 次に報告に入ります。

事務局

次の事案を報告

- ・農地法第3条の3の規定による届出について
- ・軽微な農地改良の届出について
- ・地目変更登記申請に係る照会について
- ・その他

会長

以上で本日の総会を終了します。